

町長コラム

海田町長
西田 祐三

先人の志を受け継ぐ

とても嬉しいニュースがあります。

4月29日に開催された「第50回織田幹雄記念国際陸上競技大会」において、海田小学校、海田南小学校、広島国際学院高等学校の児童・生徒が400メートルリレーと100メートル走の競技で上位入賞の成績をおさめました。なかでも、小学生男子400メートルリレーでは、海田南小学校チームが第1位に輝きました。

織田幹雄記念国際陸上競技大会は、今大会で50回目を迎え、織田幹雄氏の故郷で半世紀の歴史を刻んだことになりました。

この大会は、地元ジュニア勢の陸上界での登竜門となっており、日本を代表するアスリートの為末大さんや山縣亮太さんも小中学生のとき、織田幹雄記念国際陸上競技大会の舞台を踏んでいます。

日本人初の金メダリスト織田幹雄氏は、海田町に住む子どもたちにとって、あこがれの大先輩です。町内小中学校の子どもたちは、織田幹雄氏の紹介文を書いたり、外国人留学生に英語で紹介したり、さまざま

まな学習を通して織田幹雄氏のアスリートとしての偉大さや、グローバルな視点を持った「世界人」としてのすばらしさを発見しています。子どもたちは、こういった機会に織田幹雄氏の生き方や考え方にふれることを通して、織田幹雄氏の志を受け継ぎ、将来に向けてはばたいてくれるものと思います。

織田幹雄氏の言葉に次のようなものがあります。

「何事によらず、一芸に到達しようとするには、その道に精進するばかりでなく、これが研究に専心することが必要である。（中略）このようにして、私の跳躍は、一つ一つ、体験の上に積み上げられていった。『私の信条』1957年 ダヴィッド社」

今年は、海田町が町制を施行して60周年を迎えます。織田幹雄氏をはじめ、先人の志を受け継いだ歴史が積み重なって今の海田町があります。こういった歴史を大切にしながら、海田町の将来に向けてこれからの取り組みを一つ一つ確実に積み重ねていきたいと思っています。

第50回織田幹雄記念国際陸上競技大会

4月29日(金・祝) 広島広域公園(エディオンスタジアム広島)

成績(8位以上 入賞分)

小学生男子4×100mリレー(タイムレース)
1位 海田南(酒井、大中、朝妻、大野)
5位 海田(因幡、西田、江口、植田)

高校男子4×100mリレー(タイムレース)
4位 広島国際学院(日隅、天野、中山、天野)

小学生男子100メートル
6位 大野 愛翔(海田南小学校)

「中国四国管区行政評価局長感謝状」贈呈

先月16日、行政相談委員全体会議において、奥田克江さんに中国四国管区行政評価局長感謝状が贈呈されました。

奥田さんは、行政相談委員として毎月1回海田町福祉センターで行政相談を行うなど、行政に関する町民の悩みの解決に尽力されています。今回の贈呈は、こうした功績が認められたことによるものです。

被災地の復興のために

平成28年熊本地震 職員派遣

平成28年熊本地震による被災者に対する保健医療確保のため、県保健師と県内市町保健師がペアを組んだ形で派遣されました。町からは先月4～10日に斎木保健師が派遣され、上益城郡甲佐町の避難所を訪問し、被災者の健康相談や健康チェックなどを行いました。



▲町長(中)・副町長(左)に報告をする斎木保健師(右)

平成28年熊本地震義援金を 受け付けています

お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて被災地支援に使われます。

受け付け

海田町役場、海田町社会福祉協議会(福祉センター内)

8時30分～17時(月～金曜日※祝日は除く)

各公民館

8時30分～17時(月～土曜日※祝日は除く)

図書館

9時30分～19時(火～金曜日)

9時30分～17時(土・日曜日、祝日)

ひまわりプラザ

9時～17時(月～土曜日※祝日は除く)

義援金総額(5月13日までの累計)

1,472,618円

問い合わせ 社会福祉課 ☎823-9207

社会福祉協議会 ☎820-0294

報告

町長のまちなか散歩「株式会社 マルヒガシ海苔」



4月15日、「株式会社 マルヒガシ海苔」の皆さんを訪ねました。この日は社長、営業兼海苔仕入担当課長が参加。懇談では、海田の海苔産業の話や、町制施行60周年の節目の年に、改めて町の歴史を知り、海田町の特色を出していくことの必要性などについて話しました。

◀「町長のまちなか散歩」のようす

生活安全課 ☎823-9219
☎823-7927

くらしの中の消費者トラブル

「結婚式に関するトラブルに遭わないために」

(広島県生活センター発行「くらしのフレッシュ便184号」より転載)

■相談内容■

結婚式の相談会で「今なら割引がある」と勧められ、1年後に利用する契約を申し込んだ。しかし、他の結婚式場も見てもう一度考え直したいと思い、契約から2日後にキャンセルを申し出ると、5万円のキャンセル料を請求された。ネットで調べると、消費者契約法では平均的損害を超える額は無効だと書いてある。1年後の利用で損害があるとも思えないし、高額な違約金を請求するのはおかしい。(20歳代 男性)

■アドバイス■

相談者には、消費者契約法(※)で平均的損害額を超える部分は無効だという裁判例もあるが、事業者が応じない場合には、最終的には司法の判断となると説明しました。また、契約書などを持参すれば消費生活センターで事業者へのあつせんは可能だが、事業者への規制はできないので、まずは、消費者契約法の考えをもとに、キャンセル料支払い拒否の交渉を試みるよう助言しました。

結婚式に関する契約は、一般的に、契約締結から当日までの期間が長く、予期しないことが起こったり、打ち合わせを重ねる中で式場への不信任が生じたりすることもあり、キャンセルに至ってしまう可能性もあります。

契約を急がされても、その場でサインをしたり、申込金を支払ったりせず、持ち帰ってじっくり検討しましょう。また、契約を締結する前に、契約の成立時期やキャンセル料がどのくらいかかるのかも確認しましょう。

契約後も、式場担当者に式の具体的なイメージや予算を伝え、こまめに概算を出してもらいましょう。担当者との意思疎通を積極的に図り、信頼関係を高めることも大切です。事業者とトラブルになった場合は、消費生活センターなどに相談してください。

■相談窓口■

海田町消費生活相談コーナー ☎823-9219

受付◆月～金曜日9時～17時(祝日を除く)

場所◆生活安全課(役場2階)

広島県生活センター ☎223-6111

受付◆月～金曜日9時～17時(祝日を除く)

場所◆広島市中区基町10-52(県庁農林庁舎1階)